城東区役所が実施する事業・取組み

城東区スクールロイヤー事業

区内市立の小中学校におけるトラブルやいじめ・不登校を含む様々な問題の未然防止と早期解決、教職員の負担軽減を目的として実施。スクールロイヤー（弁護士等）へ相談、教職員への研修等を依頼できる。

事業の概要

◆スクールロイヤーに相談、依頼できること
①実例に基づいた教職員への研修
②児童生徒への出前授業（いずれかの１学年全クラスへの派遣）
③児童生徒への対応や保護者とのトラブル等にかかる相談に対する助言
※ 重大事案により市教委やこども相談センター等が介入する場合を除く
※ 保護者への対応において必要と判断される場合は、スクールロイヤーとして同席を求めることがある。
④いじめ、不登校、障がい児への合理的配慮、教員への要求、学校事故、著作権など、日常で起こるさまざまな問題への助言

◆相談実施方法
電話、メール、対面による弁護士とのダイレクト相談

◆利用方法
学校長により区役所（子育て教育担当）へ申請

＜利用実績＞
令和６年度　15件
令和７年度　9件　※R7.7.31時点